

2021年 第13週（3月29日～4月4日）の感染症発生動向調査情報を送付します

<今週の内容>

- 1 管内の発生状況
- 2 発生から見る注意点
  - 1) 定点あたり患者数は、例年に比べて少ない状況で推移しています
  - 2) 感染性胃腸炎の発生が続いています
  - 3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の発生がありました
- 3 新型コロナウイルス感染症について
  - 1) 感染急拡大 まん延防止徹底要請
  - 2) インフルエンザ流行期に備えた整備体制
  - 3) クラスター対策の強化
  - 4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び「発熱等受診・相談センター」
- 4 HIV・エイズ、B型・C型肝炎、梅毒検査の実施について
- 5 介護スタッフのための「結核ハンドブック」を作成しました

1 管内の発生状況

- 1) 定点把握感染症（指定された医療機関から報告を求める感染症）（報告のあった全疾患）

（表1）

	疾患名	定点あたり患者数			増減 (今週-先週)
		今週	先週	先々週	
1位	感染性胃腸炎	1.00	1.50	0.50	-0.50
1位	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1.00	0.00	0.00	+1.00
2位	咽頭結膜熱	0.50	0.00	0.00	+0.50

- 2) 管内の全数把握感染症（すべての医療機関から報告を求める感染症）

・新型コロナウイルス感染症 6人

2 発生から見る注意点

- 1) 定点あたり患者数は、例年に比べて少ない状況で推移しています
- 2) 感染性胃腸炎の発生が続いています

高齢者等の施設内での嘔吐や下痢等の症状見られた場合は、感染性胃腸炎を念頭に置き、対応をお願いします。症状消失後も1週間～1か月程度、便中にウイルスが排出されていますので、引き続き注意が必要です。

感染性胃腸炎とは（兵庫県ホームページ）

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hw12\\_000000035.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hw12_000000035.html)

- 3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の発生がありました

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎はいずれの年齢でも起こり得ますが、学童期の小児に最も多く、冬季および春から初夏にかけての2つの報告数のピークが認められています。患者との接触を介して伝播するため、ヒトとヒトとの接触の機会が増加するとき起こりやすく、家庭、学校などの集団での感染も多い疾患です。

突然の発熱と全身倦怠感、咽頭痛によって発症し、しばしば嘔吐を伴います。咽頭壁は浮腫状で扁桃は浸出を伴い、軟口蓋の小点状出血あるいは莓舌がみられることがあります。

予防としては、患者との濃厚接触をさけることが最も重要です。うがい、手洗いなどの一般的な予防法も励行しましょう。

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎とは（国立感染症研究所HPより）

### 3 新型コロナウイルス感染症について

兵庫県内では、第13週は1,246人（先週698人、先々週431人）の新型コロナウイルス新規感染者で急激な増加が続いています。

兵庫県では、感染が急拡大しており、4月5日から「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されています。新年度が始まり、人の移動が増え、歓送迎会名で出飲食の機会が増えています。また感染力が強いとされるウイルス変異株の感染者数も増加しています。改めて、感染防止対策を徹底し、一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。

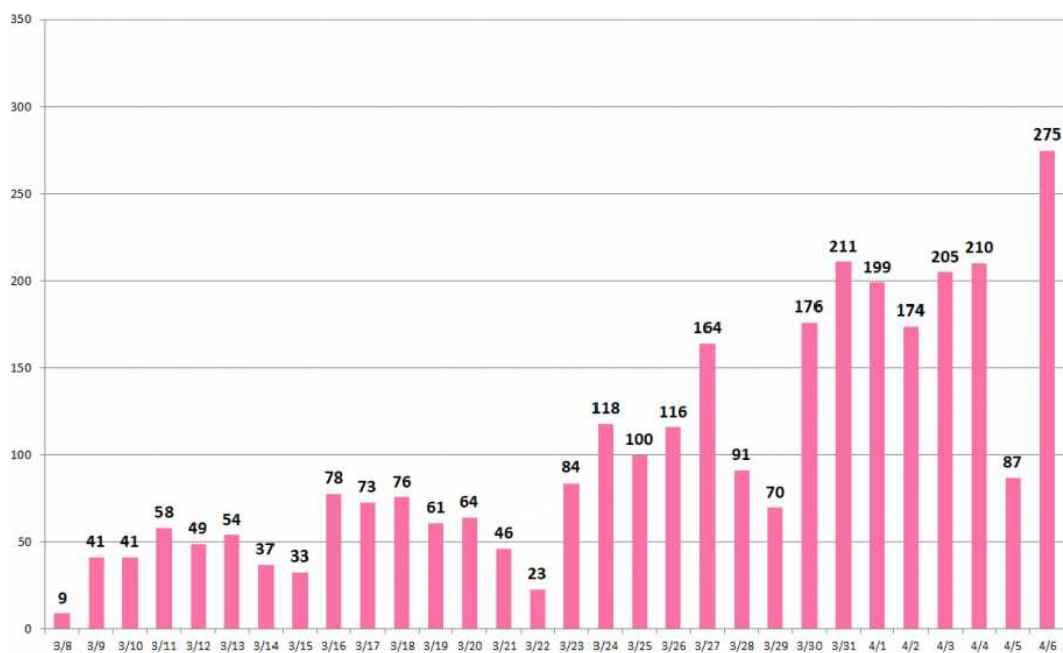
#### 1) 感染急拡大 まん延防止徹底要請

4月5日から、兵庫県は「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されています。

##### 【直近1週間平均患者数】

(4月6日14時現在)	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
新規陽性者数:1週間平均(人)	146.7	155.0	160.9	177.9	180.3	194.6	211.1
重症者用病床の使用率(%)	62.1	61.2	64.7	65.5	63.8	65.5	-

##### 【直近1ヶ月の陽性件数の推移（3/8～4/6）】



#### 兵庫県の新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona\\_hassei\\_jyokyo.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona_hassei_jyokyo.html)

## 感染拡大防止に向けた要請

飲食店等に対する営業時間短縮の要請（現時点における取扱方針）														
実施期間	4/1(木)～5/5(水祝)	4/1(木)～4/21(水)												
対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域 (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市、市川町、福崎町、神河町)												
要請内容	<table border="1"> <tr> <td>飲食店 (宅配等を除く)</td> <td>飲食店、喫茶店等</td> <td>5時～20時の間の営業を要請 (酒類の提供は、11時～19時の間)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設 (飲食店営業許可店)</td> <td>キャバレー、バー、カラオケ店等</td> <td></td> </tr> </table>	飲食店 (宅配等を除く)	飲食店、喫茶店等	5時～20時の間の営業を要請 (酒類の提供は、11時～19時の間)	遊興施設 (飲食店営業許可店)	キャバレー、バー、カラオケ店等		<table border="1"> <tr> <td>飲食店 (宅配等を除く)</td> <td>飲食店、喫茶店等</td> <td>5時～21時の間の営業を要請 (酒類の提供は、11時～20時30分の間)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設 (飲食店営業許可店)</td> <td>キャバレー、バー、カラオケ店等</td> <td></td> </tr> </table>	飲食店 (宅配等を除く)	飲食店、喫茶店等	5時～21時の間の営業を要請 (酒類の提供は、11時～20時30分の間)	遊興施設 (飲食店営業許可店)	キャバレー、バー、カラオケ店等	
	飲食店 (宅配等を除く)	飲食店、喫茶店等	5時～20時の間の営業を要請 (酒類の提供は、11時～19時の間)											
遊興施設 (飲食店営業許可店)	キャバレー、バー、カラオケ店等													
飲食店 (宅配等を除く)	飲食店、喫茶店等	5時～21時の間の営業を要請 (酒類の提供は、11時～20時30分の間)												
遊興施設 (飲食店営業許可店)	キャバレー、バー、カラオケ店等													
	<p>*4/1(木)～4/4(日)は同右</p> <p>※協力金の支給 1日あたり4～20万円*/店舗×時短営業日数 *中小企業：前(々)年度の1日当たり売上高が、 ・10万円以下の店舗：4万円 ・10～25万円の店舗：上記売上高×0.4 ・25万円以上の店舗：10万円 *大企業：売上高減少額×0.4(上限20万円) &lt;↑中小企業もこの方式を選択可&gt;</p>	<p>※協力金の支給 1日あたり4万円/店舗×時短営業日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>多利用施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等</td> <td>・5時～20時の間の営業(酒類の提供は、11時～19時の間) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施</td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等</td> <td>・5時～20時の間の営業(酒類の提供は、11時～19時の間) ・入場者の整理誘導等の実施</td> </tr> </tbody> </table>	多利用施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	・5時～20時の間の営業(酒類の提供は、11時～19時の間) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施	物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	・5時～20時の間の営業(酒類の提供は、11時～19時の間) ・入場者の整理誘導等の実施						
多利用施設	内容													
劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	・5時～20時の間の営業(酒類の提供は、11時～19時の間) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施													
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	・5時～20時の間の営業(酒類の提供は、11時～19時の間) ・入場者の整理誘導等の実施													

### 皆様へのお願い

- ・営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。
- ・飲み会(宅飲み)など、大人数・長時間(2次会には行かない)の飲食は自粛してください。
- ・会食時は1グループ4人単位とし、会話は、扇子やマスクで飛沫を防止してください。
- ・会食後、数日間には人との接触に注意するなど、「人にうつさない」行動をしてください

### 感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)



### 2) インフルエンザ流行期に備えた整備体制

季節性インフルエンザとの同時流行に備え、地域の医療機関で診察・検査できるよう、「発熱等診療・検査医療機関」を設けました。

発熱の症状があれば、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診しましょう。かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター(健康福祉事務所)」や、「新型コロナ健康相談コールセンター(全県)」に相談してください。

※以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。(該当しない場合の相談も可)

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

- ※ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
- ※ 小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

兵庫県は陽性者が軽症、無症状であっても、病状の見極め等医師の総合判断により、入院、宿泊施設への入所をお願いしています。

**原則、自宅療養をお願いすることはありません。**

本県の特徴は、**宿泊施設で安全に療養していただくことを可能とし、また、家庭内の感染防止にも役立っています。**

(兵庫県) 新型コロナウイルス感染症の対応について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/hyogo-style.html>

### 3) クラスター対策の強化

#### ① 社会福祉施設等への PCR 検査の強化

職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合には陽性者の有無にかかわらず本人及び関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施

#### ② 従業員、利用者に対し、ウイルスを持ち込ませないことを改めて徹底

医療機関・社会福祉施設等での PCR 検査の強化について

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/documents/shafukushisetsukansenyobou2.pdf>

### 4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び「発熱等受診・相談センター」

時間	機関	電話番号
平日 9 : 00~17 : 30	朝来健康福祉事務所	079-672-0555
平日・休日 24 時間	新型コロナ健康相談コールセンター	078-362-9980

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、以下のホームページ等で随時更新されています。

#### 1 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

#### 2 国立感染症研究所 新型コロナウイルスに関連する情報

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

#### 3 兵庫県新型コロナウイルス感染症について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/singatakorona.html>

#### 4 新型コロナウイルスの対応について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

### 4 HIV・エイズ、B型・C型肝炎、梅毒検査の実施について

＜問合せ先・予約先＞朝来健康福祉事務所

電 話 079-672-0555

ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk08/asagoeizukensa.html>

メー ル asagohokensho-aids@pref.hyogo.lg.jp

実 施 日 4 月の実施日 4 月 15 日(木)

5 月の実施日 5 月 6 日(木)、 5 月 20 日(木)

## 5 介護スタッフのための「結核ハンドブック」を作成しました

結核は薬で治る病気となり、日本の結核患者は年々減少していますが、現在でも高齢者を中心に年間約1万4千人が結核を発病しています。

そこで、高齢者の介護に携わるスタッフの皆様方が、「結核の早期発見」と「健康福祉事務所との連携により安心してケアできること」を目的にハンドブックを作成しました。

介護スタッフのみなさまや介護スタッフ以外の方々にもハンドブックを見ていただき、結核や朝来健康福祉事務所管内の状況について知っていただき、日ごろのケアにご活用ください。

朝来健康福祉事務所ホームページに掲載しています

介護サービス利用者に結核患者が発生したら？～介護スタッフのための結核基礎知識～

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk08/asagokekaku.html>